

仕様書

1. 基本事項

(1) 件名

銚子市公立保育所保育業務支援システム導入事業

(2) 目的

公立保育所における保育業務支援システムを導入することにより、保育所の利用者の利便性を向上させるとともに、職員の負担軽減や業務効率化を図り、保育の質向上や職員の就業環境の改善を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

保育業務支援システムの導入・運用及び保守を行う。また、システム運用に必要となる端末等の整備を行う。

(4) 事業の期間

第二保育所・第四保育所：令和6年1月1日～令和8年3月31日

第三保育所：令和6年1月1日～令和7年3月31日

なお、契約締結日の翌日から令和5年12月までを目途に導入を行う。

(5) 支払方法

支払方法は、一括払いとする。

※仕様書の2(1)ウ、エ、3に係る費用について、令和6年1月から令和8年3月分までの27か月分（第三保育所は、令和7年3月分までの15か月分）を含み、令和5年度に一括で前払いとすることに留意すること。

(6) 調達範囲

システム導入に係る調達範囲は、本システムの利用にあたって必要となるシステム資産の調達や委託作業を含めるものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスやその他使用許諾を得ることとする。

(7) 対象保育施設

No	保育所名	住所	認可定員／ 在籍児童数	タブレット 台数	登降園 端末台数	ルーター／スイッチ／ アクセスポイント数
1	第二保育所	銚子市後飯町6-20	150名／115名	19台	1台	1台／2台／9台
2	第三保育所※	銚子市明神町1-37	120名／61名	13台	1台	1台／1台／8台
3	第四保育所	銚子市唐子町8-13	120名／114名	13台	1台	1台／2台／8台
合 計				45台	3台	3台／5台／25台

※認可定員、在籍児童数は令和5年6月1日時点。

※第三保育所は令和7年3月31日に閉所となるため、費用の積算にあたっては留意すること。

※ルーター、スイッチ、アクセスポイントの数は、現地調査の結果によっては変更可能とする。

(8) 成果物

ア 本事業実施に伴うシステム一式（ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク）

イ 導入計画書

ウ 導入作業報告書

エ ネットワーク設計書

オ Wi-Fi 環境設定シート

カ MDM 環境設定シート

キ システム操作マニュアル

(9) 留意事項

ア 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項については、別途協議の上、進めるものとする。疑義が生じた場合についても同様とする。

イ 受注者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律などを遵守し、情報の取り扱いには十分注意し、本事業で知り得た銚子市の機密事項、稼働中の他システムの情報について、守秘義務を遵守すること。

ウ 再委託先がある場合は、受注者の責任において管理・監督を行うこと。また、その際は守秘義務を遵守する契約を締結していること。

エ 銚子市が提供する資料については、原則、貸し出しとし、特に指示がない場合、運用開始日までに返却すること。また、銚子市の許可なく当該資料の複写及び第三者の提供はしないこと。

オ 本システムの各機能の運用開始日から起算して1年以内に瑕疵（プログラムのバグ、設計段階に考慮したものの未実装又は実現できていないもの）が確認された場合、受注者の責任において修復等の作業を無償で迅速かつ誠実に実施すること。

なお、運用開始後1年を経過した後でも、受注者の故意又は重大な過失に起因するものについては、上記と同様の扱いとする。

カ 本仕様書の記載事項は、「本調達に含めない」・「本件とは別に」等の特段の断りが無い限り、その実現に係る費用は本提案の範囲に含めること。

キ 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、もしくは定めていない要件が発生した場合、銚子市と協議の上、対応等を決定することとする。

2. 機器及び通信仕様

(1) 物件要件

項目	物件	数量
機器	タブレット端末 (Wi-Fi モデル)	45 台
	登降園用端末 (タブレット端末としてシステムが利用できること。)	3 台
	キーボード	24 台
ソフトウェア	MDM	48 ライセンス
	ウィルス対策ソフト	48 ライセンス
通信機器	Wi-Fi 接続機器(ルーター)	3
	Wi-Fi 接続機器(スイッチ)	5
	Wi-Fi 接続機器(アクセスポイント)	25

ア タブレット端末 (Wi-Fi モデル)

項目	仕様
筐体	Apple 社 iPad (10.2 インチ) 相当
CPU	A13 相当
ストレージ	64GB
ディスプレイ	10.2 インチ以上

通信機能	IEEE 802.11a/b/g/n/ac 互換 IEEE802.1x 認証に対応していること。 デュアルバンド (2.4GHz/5GHz) Bluetooth v4.2 に準拠していること。
OS	iPad OS であり、納品時点で最新の安定稼働 OS バージョンであること
バッテリー	納品時点で 8 時間以上動作可能であること。

イ タブレット関連備品

項目	仕様
キーボード	iPad OS に対応しており、接続方式は Bluetooth であること。 軽量でコンパクトサイズ (テンキーレスで縦 12 cm 程度×横 28 cm 程度の大きさ) のものであること。充電式でなく、乾電池により使用できること。
ケース	落下時の耐衝撃に優れたケースで、長さ調整可能なショルダーストラップ付で肩掛け可能なもの。スタンド機能を利用して自立可能であること。ケースを装着した状態で充電、カメラ撮影が可能であること。
保護フィルム	9H 硬度以上のガラスフィルムであること。貼り付けた状態で納品すること。

ウ MDM サービス

タブレット端末の管理やアプリケーションの制御を行うために利用し、必要なスペックは以下のとおりとする。

項目	仕様
基本機能	iPad OS の管理に対応していること。
情報管理	以下の基本的な管理が行えること。 ・登録されているデバイスの管理状況の一覧化 ・アプリケーションの自動適用や削除時の再インストール強制
リモートワイプ	遠隔で端末の初期化 (工場出荷時へのリセット) が可能であること。
アプリケーション制御	不要なアイコンの強制削除、非表示が行えること。 必要に応じてスクリーンショット機能やカメラ機能等の無効化が行えること。
リモートロック	遠隔で端末のロックが可能であること。
OS アップデート管理	iPad OS のアップデートについて、アップデートの通知や最大 90 日間のアップデート抑止が行えること。
外部メディア制御	有線接続等によるデータ出力を禁止できること。

エ ウィルス対策ソフト

項目	仕様
基本機能	iPad OS で稼動するものであること。 エンジン及びパターンファイルを適宜、更新して、常に最新の状態になるように設定すること。

オ Wi-Fi 接続機器(ルーター)

項目	仕様
有線LAN:インターネット規格	IEEE802.3an(10GBASE-T)、IEEE802.3bz(5GBASE-T,2.5GBASE-T)、IEEE802.3ab(1000BASE-T)、IEEE802.3u(100BASE-TX)
有線LAN インターネット伝送速度	10G / 5G / 2.5G / 1000M / 100Mbps(オートネゴシエーション)
アクセス方式	CSMA/CD
有線 LAN : スイッチング Hub 規格	AN1~LAN4: IEEE802.3ab(1000BASE-T)、IEEE802.3u(100BASE-TX)、IEEE802.3(10BASE-T) LAN5: IEEE802.3an(10GBASE-T)、IEEE802.3bz(5GBASE-T,2.5GBASE-T)、IEEE802.3ab(1000BASE-T)、IEEE802.3u(100BASE-TX)
有線 LAN : スイッチング Hub スイッチングデータ転送方式	ストア&フォワード
管理プロトコル	SNMP(v1/v2c/v3/Trap)
規格	VCCI Class B
動作保証環境	温度 0~50℃ 湿度 10~85%

カ Wi-Fi 接続機器(スイッチ)

項目	仕様
伝送速度(規格値)	10Mbps(10BASE-T)、100Mbps(100BASE-TX)、1000Mbps(1000BASE-T)に対応していること
有線 LAN インターフェイス	設置するルーター、アクセスポイント数以上のポート数を確保すること (PoE 最大供給電力に留意すること)
端子形状	RJ-45 型 8 極端子
PoE 規格	IEEE802.3af(PoE)、IEEE802.3at(PoE+)以上に対応していること
セキュリティ機能	・ MAC アドレスフィルターを有していること ・ ループ防止機能を有していること
動作保証環境	温度 0~50℃ 湿度 10~85%
その他	・ 各階に必要な数設置すること ・ 1 台に接続する全てのアクセスポイントに電源供給可能なものであること。

キ Wi-Fi 接続機器(アクセスポイント)

項目	仕様
無線 LAN 規格	IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上に準拠していること
データ転送速度(理論値)	最大 866Mbps(IEEE802.11ac)、最大 400Mbps(IEEE802.11n)、 最大 54Mbps(IEEE802.11a、IEEE802.11g)、 最大 11Mbps(IEEE802.11b)
サポート機能	電波干渉に対して回避機能を有していること
有線 LAN インターフェース	PoE 受電に対応するポートを有していること
給電方法	PoE に対応していること
取り付け方法	壁又は卓上設置に対応できること
セキュリティ機能	WPA2 及び WPA3 に対応し暗号化として AES に対応していること
リピーター機能	対応すること
動作保証環境	温度 0~50℃ 湿度 10~85%

ク キットニング

タブレットの画面には、保育業務支援システム用のブラウザ又はアプリ、写真、設定、カメラ等の必要最低限のアプリのみ残し、他アプリは非表示とすること。

ケ 登降園用端末

タブレット端末と同様とする。なお、登降園管理機能における打刻操作のため、二次元コード読み取りやタッチパネル等による対応を想定しており、必要に応じてこれらの機能に対応するための周辺機器を用意すること。

(2) 機器設定・設置要件

ア セットアップ

(ア) 共通仕様

- ・セットアップ後はテストを行い、正常に稼働することを確認すること。
- ・環境設定時には設定に必要な項目一覧を提示し、それに対して本市が指示する内容でインストール・設定を行うこと。

(イ) タブレット端末

- ・起動確認、初期設定、パスコード設定など使用可能な状態となるよう各種設定作業を行うこと。
- ・MDM サービスによりポリシーを適用し、業務に必要なないアプリケーションや機能及び操作の制限を行うこと。
- ・apple store はタブレットのホーム画面から表示を消すこと。

(ウ) 無線 LAN 環境構築

- ・ネットワークの設計、ネットワーク機器の据付・配線及びネットワーク機器設定、端末設定の整備を含むこと。また、必要に応じて、ネットワーク機器収納ボックスや配管・電源工事も行うこと。
- ・保育所内に配線する LAN ケーブルは CAT5e (カテゴリ 5e) 以上とする。
- ・無線 LAN 環境整備工事を行う際は、各保育所及び子育て支援課と調整の上、安全に留意して実施すること。また、配線工事を実施するにあたり、建物内の外観を極力損なわないよう施

工方法を検討すること。

- ・保育所という施設の実態上、転倒防止やいたずら防止に配慮した施工方法を検討すること。
- ・Wi-Fi 電波利用可能エリアは、基本的には各保育室（遊戯室を含む）、事務室、玄関及び園児の出入口とする。
- ・ネットワークの構築作業については、各保育所及び子育て支援課担当者と連絡調整を行い、作業スケジュールを決定すること。

イ 設置・動作確認

(ア) 調達したタブレット端末等を所定の場所に設置すること。

(イ) 機器の設定やインターネット環境への接続に必要な配線作業をする場合は、本市に了承を得た上で行うこと。

(ウ) 納入前に、正常動作及び接続について確認すること。

(3) 通信仕様

ア 各保育所及び子育て支援課で利用する機能は、インターネットから利用できること。

イ 上記の機能は、20Mbps程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。

ウ 保護者が利用する機能は、インターネットから利用できること。

エ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

オ インターネット接続にあたっての回線整備（回線使用料含む）は本調達には含まない。

3. システム

(1) 基本要件

ア 他の地方公共団体において、豊富な導入・運用実績があるシステムであること。

イ ASPサービスの形態で提供すること。

ウ データは端末側で保存せず、クラウド側で保持すること。

(2) 機能要件

ア 本システムに要求する機能については、「機能確認表」を参照すること。

イ 「機能確認表」における各項目についての対応（標準対応、カスタマイズ対応、運用回避、提供時期等）を「機能確認表」に記入し、提示すること。

ウ 機能確認表に記載がなくとも本市に有益である機能については、評価の対象とするので、積極的に提案をすること。

エ 要求機能への対応状況は、第二次審査において、本市が確認・評価を行うものとする。

(3) 非機能（信頼性、可用性）要件

ア サーバの物理設備の認証は、JDCCのティア3相当以上を満たすこと。

イ データは国内サーバに保存すること。

ウ サーバ障害等によるデータ消去・破壊のリスクを低減させるため、サーバ、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。

エ システムへの負荷を考慮し、最適となるようにバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようなシステムを構築すること。

オ バックアップデータは業務上の必要性を加味した上で最低でも5日前まで（5世代）取得できるよう構築すること。

カ 管理するデータが消失しないように適切に管理すること。

キ バックアップ等の措置について提案書の中で提示すること。

(4) セキュリティ要件

- ア 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については通信経路上の暗号化（TLS 暗号化）を有すること。
- イ TLS バージョンは、1.2 以上であること。
- ウ アカウント（ID）の発行を即時ででき、ID 及びパスワード等により利用者の識別を行う機能を設けること。
- エ アンチウイルスソフトウェアを活用する等により、不正プログラム対策を講じること。
- オ 受注者はサイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じること（WAF や IDS 等）。

(5) 推奨動作環境

次の環境で動作するシステムを提供すること。

No	利用者	端末	要件
1	各保育所 子育て支援課	PC	ブラウザ：Google Chrome(最新版) Microsoft Edge OS：Windows10～
		タブレット	ブラウザ：Google Chrome(最新版) safari OS：iOS14～
2	保護者	スマートフォン	OS：iOS14～、Android OS7～

4 導入期間

(1) 操作マニュアル

- ア 運用開始までに操作マニュアルを作成し、提出すること。
- イ 操作マニュアルは、IT の専門用語を使わず、ICT 知識に乏しいものにも理解しやすいよう、画面キャプチャー及びデモ画面を用いてわかりやすく説明すること。

(2) 研修

- ア 研修は、導入期間内で実施すること。ただし、本稼働後においても必要に応じ実施すること。
- イ 保育業務支援システムを使用するユーザーを対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を本市の指定する場所で集合研修を実施すること。
- ウ 集合研修は原則、各保育所にて3回以上行うものとする。ただし、オンラインでの遠隔研修も可とする。

5 運用保守内容

(1) 基本要件

システムが安定的かつ有効的に利活用されるようサポートを行うこと。

(2) 運用時間

24 時間 365 日の運用とする。ただし、システムメンテナンス等のため、運用停止が必要となる場合は、事前に本市へ申し入れること。

(3) ヘルプデスク

- ア 本市からの問い合わせに対応するため、事業者向けヘルプデスクを設置すること。

- イ 端末・ネットワークに関する問合せについても、一次受付は事業者向けヘルプデスクにて対応すること。
- ウ 事業者向けヘルプデスクへの問い合わせは、平日 9:00～18:00 で対応すること。
- エ 電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- オ 電子メール等での問い合わせは、24 時間受付とすること。ただし、受付内容への回答は翌営業日も可とする。
- カ 保護者からの問い合わせに対応するため、保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- キ 保護者向けヘルプデスクは、電子メール等での問い合わせを可能とし、24 時間受付とすること。

(4) 障害対応

- ア 障害対応窓口を設置すること。
- イ 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ウ 初期対応として、速やかに原因調査をし、発生箇所（ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク）の切り分けを実施し、復旧の見込み時間を関係者に報告すること。
- エ 復旧までに時間を要する見込みの場合は、関係者に適宜状況を報告すること。
- オ 情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。
- カ 調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合にあっては、プログラム修正等の対応作業（動作確認等含む）を実施すること。また、再発防止策を提示すること。
- キ 現に本市において障害が発生していない場合でも、本市と同じシステムを導入している他団体で障害が発生した場合は、本市への影響調査を実施し、必要な対処を実施すること。

(5) システム保守

- ア システムのバージョン管理を行うこと。
- イ バージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を行うこと。
- ウ クライアント OS やブラウザ等のバージョンアップに対応をすること。
- エ システムのバージョンアップ版の適用時に影響を受けるカスタマイズ範囲について、リカスタマイズを行うこと。
- オ 国の関係法令等に従い、システムのバージョンアップを行うこと。
- カ 上記バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要に応じてアクセスログの開示をすること。

(7) 契約の変更

契約期間中に、端末機器等の数の変更が必要となる場合は、速やかに協議を行い、変更契約を締結するものとする。

(8) その他

本市が、新たな事業者と契約することとなった際には、本市及び新たに事業者となるものに対して業者の円滑な引継ぎに必要な作業を支援すること。

業務及びデータ引継ぎに関わる具体的な内容については、本市と事業者が協議の上決定するものとするが、原則システムからのデータ抽出（CSV等）での引き渡しを行うこととする。

6 秘密の保持

(1) 情報等の取り扱いについて

受注者は、業務遂行上知り得た情報及び成果等について、本市の承認を受けずに、これを本事業以外に使用してはならない。また、本市の承認を受けずに第三者へ提供又は公表してはならない。これは本事業終了後も同様とする。

(2) データの取り扱いについて

受注者は、本事業完了後は、本市の指示により補完するものを除き、本市より受領したデータ等を速やかに本市に返却しなければならない。

7 その他

本事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において対応すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「受託業務」という。）の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2 この個人情報取扱特記事項において、「個人情報」とは、法第2条第1項に定める個人情報をいう。

(安全管理措置)

第3 受託者は、受託業務の実施に当たり取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な保護及び管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知)

第4 受託者は、受託業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。また、受託者は、従事者に対し、受託業務に係る個人情報の漏えい等に関しては、法に基づき刑罰が科せられる場合もあることを周知させなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、受託業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該受託業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び第三者提供の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、受託業務において知り得た個人情報を当該受託業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならな

い。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、受託業務を実施するために委託者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の特定等)

第8 受託者は、受託業務を実施するために委託者から提供された個人情報については、委託者が指定した場所又は受託者が管理し、かつ、安全管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、当該作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の制限)

第9 受託者は、原則として受託業務を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により当該受託業務の一部の再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)をする必要があるときは、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。この場合において、受託者は、自らの責任において再委託の相手方にこの個人情報取扱特記事項の内容を遵守させなければならない。

(遵守状況に係る調査等への協力)

第10 受託者は、受託業務を実施するに当たり、委託者がこの個人情報取扱特記事項の各項目の遵守状況について報告を求めた場合は、これに誠実に応じなければならない。

2 受託者は、この個人情報取扱特記事項の各項目の遵守状況について、委託者から、受託者の施設への立ち入り又は受託者の従事者(再委託の相手方の従業員を含む。)からの聞き取り等の方法による調査への協力を求められた場合は、受託者の業務に支障が生じない範囲内においてこれを承諾しなければならない。

(契約完了後の資料等の取扱い)

第11 受託者は、受託業務を実施するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が完了し、又は解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は

委託者が指示する方法により確実に廃棄若しくは抹消するものとする。ただし、別に委託者の指示がある場合は、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第12 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第13 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。